

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条の規定によって公告する。

令和2年10月27日

広島県知事 湯 崎 英 彦

県決第46号

1 調達内容

品 名	数量
使い捨てニトリル手袋 (S)	1,300,000 枚
使い捨てニトリル手袋 (M)	1,300,000 枚
使い捨てニトリル手袋 (L)	600,000 枚

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称

広島県会計管理部総務事務課

(2) 所在地

広島市中区基町10番52号

3 契約の相手方を決定した日

令和2年9月29日

4 契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称

鴻池運輸株式会社国際物流関西支店

(2) 所在地

大阪市港区築港二丁目1番23号

5 契約金額

68,640,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

特例政令第11条第1項（地方自治法施行令〔昭和22年政令第16号〕第167条の2第1項第5号）